

山梨県高校生留学促進事業費支援金交付要綱

(趣 旨)

第1条 山梨県教育委員会は、広く世界で活躍できる人材を育成するため、海外の高等学校等に留学（短期、長期）する者に対し、予算の範囲内で山梨県高校生留学促進事業費支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(支援の対象)

第2条 支援金の交付の対象となる生徒は、県内に所在地を有する公私立の高等学校、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）に、その期間中在籍している生徒であり、次に掲げる（1）または（2）の生徒とする。

(1) 長期派遣

- ① 原則1年間、個人単独で若しくは、地方公共団体、学校又は高校生の留学・交流を扱う民間団体が主催する海外派遣プログラムを通じて外国の正規の後期中等教育機関へ留学する生徒とする。
- ② その他の要件は、長期派遣募集要項に定めるとおりとする。

(2) 短期派遣

- ① 学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体が主催する原則2週間以上1年未満の短期の海外派遣プログラムに学校教育活動の一環として参加する生徒を対象に支援する。
なお、派遣しようとする学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等において派遣前の語学学習や目標設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップを十分に行うこと、短期派遣に係る留学支援金の支給を受けた生徒について、学校としてフォローアップのための追跡調査に協力できる体制にあることを条件とし、学校単位での応募を原則とする。
- ② その他の要件は、短期派遣募集要項に定めるとおりとする。

2 同年度内に同じ生徒が長期派遣と短期派遣の双方に申請することはできない。

(支援金対象経費)

第3条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、支援対象事業に要する経費のうち、支援金の交付対象として教育長が認める経費（以下「支援対象経費」

という。)について、予算の範囲内で支援金を交付する。

2 支援対象経費及び支援金の限度額は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類及びその他教育長が必要と認める書類を添えて、別に通知する期日までに教育長に提出しなければならない。

- 1 山梨県高校生留学促進事業費支援金受給資格決定通知の写し
- 2 払込経費内訳書(第2号様式)

(交付決定の通知)

第5条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付の申請をした者に交付決定通知書(第3号様式)を送付するものとする。この場合において、教育長が必要であると認めるときは、条件を付けることができる。

(交付申請の取り下げ)

第6条 支援金の交付を申請した者が、前条の規定による通知を受けた場合において申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記した書面を教育長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 第5条の規定による通知を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、交付決定のあった日から10日以内に、支援金交付請求書(第4号様式)を教育長に提出しなければならない。

(変更・中止・廃止の承認)

第8条 支援事業の内容の変更及び中止、又は廃止しようとする場合は、計画変更・中止・廃止承認申請書(第5号様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を行う場合については、承認手続きの必要はない。

- (1) 支援金額に変更を生じないで、支援対象経費の額を、支援対象経費の総額の30%に相当する額以内で増減する場合
- (2) 支援金額に変更を生じないで、支援事業の目的の達成をより効率的にするた

めに、支援事業の内容の変更をする場合

- 2 教育長は、前項による計画変更・中止・廃止承認申請書の提出があったときは、審査の上、計画の変更及び中止、又は廃止を行う場合は、計画変更・中止・廃止決定通知書（第6号様式）を送付するものとする。

（実績報告）

第9条 支援金受給者は、支援金の交付を決定した年度の3月20日までに、実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 1 払込経費内訳書（第2号様式）
- 2 内訳書付きの領収書等の写し
- 3 その他教育長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 教育長は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支援事業の実施結果が、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金受給者に通知（第8号様式）するものとする。

（交付時期）

第11条 補助金は精算払いとする。

（交付決定の取消等）

第12条 教育長は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- （1）支援金受給者が、その他法令又はこの要綱に違反した場合
- （2）支援金受給者が、支援金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
- （3）支援金受給者が、支援金に関して不正な行為をした場合

（証拠書類の保存）

第13条 交付決定者は、支援事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書等の証拠書類を事業完了の日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支援の対象となる経費

- ①国際航空運賃（1往復分）
- ②自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- ③受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）
- ④空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- ⑤査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用
- ⑥外国の正規の後期中等教育機関等に納付する授業料、施設利用費等
- ⑦海外傷害保険料
- ⑧寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- ⑨地方公共団体、学校または民間団体が主催する海外派遣プログラム参加費

※1 海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）など、留学が決定する前に生じる費用は対象外とする。

※2 留学先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等学業以外の私的活動に係る費用については対象外とする。

支援金の限度額

長期派遣	30万円以内
短期派遣	10万円以内

(第1号様式)

年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

申請者	住所	
	氏名	印
保護者	住所	
	氏名	印

年度山梨県高校生留学促進事業費支援金交付申請書
(長期/短期 (※該当に○を付ける) 派遣事業)

このことについて、次の金額を交付していただきたく、山梨県高校生留学促進事業支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 支援金交付申請額 金 _____ 円
- 2 派遣先学校名
- 3 派遣期間
- 4 派遣先の居住地

(添付書類)

- (1) 山梨県高校生留学促進事業費支援金受給資格決定通知の写し
- (2) 払込経費内訳書 (第2号様式)

(第2号様式)

払込経費内訳書

申請者氏名 _____

支援金の対象となる費用の項目	金額 (単位:円)	領収書又は請求書番号
国際航空運賃 (1往復分)		
自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃 (1往復分)		
受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃 (1往復分)		
空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用		
査証 (ビザ) ・ 旅券 (パスポート) 取得手続諸費用		
外国の正規の後期中等教育機関等に納付する授業料、施設利用費等		
海外傷害保険料		
寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用		
プログラム参加費		
合 計		

他の民間団体等が行う奨学金等の額	金額 (円)
奨学金等の名称 :	

※ 該当がない場合は、金額欄に0を記入すること。

※ 払込書又は領収書 (写しでも可) を添付すること。なお、番号を記入し本表と照合できるようにすること。

(第3号様式)

番 号
年 月 日

殿

山梨県教育委員会
教育長

印

年度高校生留学促進事業費支援金交付決定通知書
(派遣事業)

年 月 日付け山梨県高校生留学促進事業費支援金交付申請書で申請のあった高校生留学促進事業費支援金 (派遣事業) については、高校生留学促進事業費支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することとし、通知します。

記

- 1 支援金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった事業とし、その内容は支援金交付申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 2 支援事業に要する支援金の額は次のとおりとする。
ただし、支援事業の内容が変更された場合における支援事業に要する支援金の額については、別に通知するところによるものとする。

支援金の額 金 円

- 3 支援金の交付条件については「山梨県高校生留学促進事業費支援金交付要綱」の中で定める交付条件を遵守すること。

(第4号様式)

年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

申請者 住所
氏名 印
保護者 住所
氏名 印

年度山梨県高校生留学促進事業費支援金交付請求書
(長期/短期 (※該当に○を付ける) 派遣事業)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった高校生留学促進事業費支援金については、次のとおり請求いたします。

記

請求額 金 円

※申請者の保護者名義の口座情報を御記入ください。

振込口座	
金融機関名 (支店名)	(支店)
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義 (ふりがな)	()

(第5号様式)

年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

申請者	住所	
	氏名	印
保護者	住所	
	氏名	印

年度山梨県高校生留学促進事業費支援金計画変更・中止・廃止承認申請書
(長期/短期 (※該当に○を付ける) 派遣事業)

年度山梨県高校生留学促進事業費支援金について、次のとおり計画を変更・中止・廃止したいので承認願いたく、山梨県高校生留学促進事業費支援金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 申請の区分 (1) 変更 () (2) 中止 () (3) 廃止 ()
※ (1) ~ (3) のいずれかの () に○を付けてください。

変更の内容 ((1) 変更○を付けた場合に記入してください。)

- 2 変更・中止・廃止の理由

(第6号様式)

番 号
年 月 日

殿

山梨県教育委員会
教育長

印

年度山梨県高校生留学促進事業費支援金計画変更・中止・廃止承認通知書
(派遣事業)

年 月 日付け山梨県高校生留学促進事業費支援金計画変更・中止・廃止承認申請書で申請のあった山梨県高校生留学促進事業費支援金については、山梨県高校生留学促進事業費支援金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり承認します。

支援金交付決定額 金 円

(第7号様式)

年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

申請者	住所	
	氏名	印
保護者	住所	
	氏名	印

年度山梨県高校生留学促進事業費支援金実績報告書
(長期/短期 (※該当に○を付ける) 派遣事業)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度山梨県高校生留学促進事業費支援金について、山梨県高校生留学促進事業費支援金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

1 払込経費内訳書 (第2号様式)

※交付対象経費の各項目の支払額がわかる払込書等の写しを添付すること

(第8号様式)

番 号
年 月 日

殿

山梨県教育委員会
教育長

印

年度山梨県高校生留学促進事業費支援金の額の確定について
(事業)

年 月 日付け山梨県高校生留学促進事業費支援金実績報告書で報告のありました山梨県高校生留学促進事業費支援金については、山梨県高校生留学促進事業費支援金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定します。

支援金確定額 金 円